特別支援教育

１　本道の高等学校等における特別支援教育の現状

(1) 令和８年度「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果（道教委）

令和８年度の本調査結果において、道立高等学校及び道立中等教育学校後期課程（以下「道立高等学校等」という。）における教育上特別な支援を必要としている生徒が在籍する学校の割合は、昨年度に比べ、「第１学年」では減少しているが、「第２・３・４学年」では増加している。

また、教育上特別な支援を必要としている生徒の割合は、昨年度に比べ、「第１学年」では増加しており、「第２・３・４学年」では同じである。

調査対象学年	学校数*1（割合*2）			人数（割合*3）		
	R8	R7	R6	R8	R7	R6
第１学年	84 校 (38.9%)	88 校 (40.6%)	98 校 (44.3%)	284 人 (1.3%)	248 人 (1.1%)	340 人 (1.5%)
第２・３・４学年	120 校 (55.3%)	113 校 (51.1%)	117 校 (52.9%)	495 人 (1.1%)	475 人 (1.1%)	622 人 (0.9%)

*1：全日制、定時制それぞれを１校とカウントしている。
*2：全日制は第１学年 184 校、第２・３・４学年 185 校、定時制は 32 校を分母としている。
*3：人数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

(2) 令和７年度「特別支援教育体制整備に関する調査」の結果（道教委）

【高等学校等における通常の学級における要支援者の状況等】

質問事項	回　　答	割合
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した主な理由	知的な遅れはないが、発達の状態等による学習面や行動面の困難がある	38.2%
	知的な遅れによる学習上又は生活上の困難がある	11.2%
個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用状況	個別の教育支援計画を作成している	50.7%
	個別の指導計画を作成している	76.5%
	個別の教育支援計画又は個別の指導計画に合理的配慮の提供内容を明記している	95.6%
	個別の教育支援計画の作成に当たって、他機関と情報共有をしている	96.1%

(3) 「高等学校等における特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置

道教委では、道立高等学校等における特別支援教育の充実を図るため、発達障がいを含む障がいのある教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する道立高等学校等に、特別支援教育支援員を配置している。令和８年度は、年度当初に 15 校、年度途中に２校の計 17 校を配置校として指定し、支援員を配置した。

(4) 特別支援教育スーパーバイザー等（SV、PT）の派遣

道教委は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校に、各教育局に配置し

ている「特別支援教育スーパーバイザー(SV)」、又は特別支援学校の教員による「特別支援教育パートナー・ティーチャー（PT）派遣事業」を活用して、次のとおり派遣している。

ア　支援内容

対象となる生徒の状況の把握、管理職等との協議や当該生徒への対応方法等についての助言、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に係る校内研修会の実施などを行っている。

イ　派遣状況

令和７年度は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校 113 校のうち、99 校に延べ 170 回の派遣を行った。今年度は、120 校を超える学校へ派遣する予定である。

	派遣対象学校数	派遣学校数		
		全体	全日制	定時制
令和６年度	136 校	125 校	110 校	15 校
令和７年度	113 校	99 校	86 校	13 校
令和８年度	120 校超			

(5) 令和８年度高等学校等における「通級による指導」の実施校

道教委では、道立高等学校等における「通級による指導」を推進するため、高等学校に通級指導担当教員を配置している。令和８年度の通級指導実施校５校（札幌西（定）、札幌琴似工業（定）、大樹、更別農業、苫小牧東（定））及び巡回指導の巡回先校２校（札幌琴似工業（全）、当別）を道教委ホームページに公表している。

(6) 教育上特別な支援を必要とする生徒に対する「個別の指導計画」作成等に係る支援事業

令和６年度及び令和７年度に実施した「『個別の指導計画』に基づく効果的な指導の在り方に係る調査研究」の後継事業として、高等学校等における通級による指導の充実及び義務教育段階から高等学校までの切れ目ない支援体制構築に向けて、ICT を活用した指導の充実や支援体制の構築を図ることを目的に、本事業を実施している。

本事業の指定校においては、株式会社 LITALICO の「LITALICO 教育ソフト」を活用して、「個別の指導計画」を作成するなど、特別な支援を必要とする生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援の充実を図っている。

２　特別支援教育の充実

(1) 合理的配慮の提供

我が国が平成 26 年に批准した「障害者権利条約」には、障がいのある人が差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、生涯学習を享受することや、合理的配慮が障がいのある人に提供されることを確保することなどが盛り込まれている。また、令和６年４月１日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（改正障害者差別解消法）が施行され、学校を含む行政機関だけでなく民間事業者も、障がいのある人の求めに応じて合理的配慮を提供することが義務付けられている。

こうしたことを踏まえ、学校は、生徒・保護者から学校教育を受けるために必要かつ適当な変更・調整を求める意思の表明があった場合、建設的対話による合意形成や個別の教育支援計画への明記、配慮の内容の定期的な見直しなどに留意して、合理的配慮を

提供しなければならない。

なお、学校においては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」を活用するなどして、合理的配慮の提供事例を参考とし、過重な負担とならない範囲で、同様の対応に努めることが求められる。

参考サイト

内閣府
障害者差別解消法に係るリーフレット

道教委高校教育課
合理的配慮の提供に係るリーフレット

インクルーシブ教育システム構築支援
データベース

(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、生徒一人一人に対するきめ細かな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っており、通級による指導を受ける生徒には必ず作成し、効果的に活用することとなっている。また、通級による指導を受けていない障がいのある生徒にも作成し、活用に努めることとしている。

個別の教育支援計画	個別の指導計画
○　家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために作成する計画である。 ○　個別の教育支援計画を活用することにより、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関がそれぞれ行っている支援を共有し、役割を明確にすることで支援の効果を高めることが期待される。 ○　中学校から引き継いだ個別の教育支援計画を活用することで、入学前から進路先までの一貫した支援をすることが期待される。	○　教育課程を具体化し、生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細かな指導をするために作成する計画である。 ○　個別の指導計画を活用することにより、各教科等の指導において、障がいのある生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫をホームルーム担任と教科担任が共有し、計画的、組織的に指導を行うことが期待される。 参考サイト 道教委高校教育課 個別の指導計画作成例等

(3) 高等学校等における「通級による指導」

高等学校及び中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいの状況に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態である通級による指導は、学校教育法施行規則の改正により平成30年4月から実施できることとなっている。

通級による指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難のある生徒に対し、その改善・克服を目的に、特別の教育課程を編成して個別の指導を行うものであり、障がいに応じたきめ細かな指導や支援が可能になること、自立や社会参加を図るために必要な能力の育成や、通常の学級における授業の理解促進などにつながることが期待されている。

道教委では、高等学校等における通級による指導の充実に向け、次のことに取り組んでいる。

ア　「道立高等学校等における『通級による指導』の手引」の改訂

高等学校等における通級による指導の制度化以降、指導を受けた生徒から「人の話を聞く時に相づちが打てるようになり、自分から話しかける自信がついた」等の声が聞かれるなど、一定の成果が上がっている一方、高等学校等においては、通級による指導の実施校数が少なく、発達障がい等のある生徒に対する指導経験等が十分蓄積されていないなどの課題がある。

こうしたことを踏まえ、令和６年３月に本手引の一部を改訂した。発達障がいのある生徒への自立活動の実践事例では、導入、展開、まとめに至る学習活動のポイントを示すとともに、通級による指導で期待される効果について、「気持ちの整理ができるようになり、周りの人と笑顔で話せるようになった」、「ロッカーやかばんの整理の仕方が身に付き、アルバイトが続くようになった」など、実際に通級による指導を受けた生徒の声を紹介している。また、指導要録の記載方法についても示すなど、各校で活用しやすい内容を幅広く掲載している。

イ　新入生・保護者向けリーフレット「道立高等学校等における『通級による指導』」

新入生や保護者が通級による指導について理解を深めることができるよう、対象生徒、指導形態、実施までのプロセスなど、高等学校等における通級の指導の基本的な考え方を記載している。

また、令和６年度からは中学生やその保護者、中学校教員にも同様のリーフレットを配布し、周知に努めている。

ウ　巡回型通級

「令和８年度（2026 年度）高等学校等における通級による指導（巡回型通級）実施要項」に基づき、札幌琴似工業高校定時制課程、苫小牧東高校定時制課程及び大樹高校を拠点校に指定し、通級による指導を希望する札幌市及び札幌市近郊の道立高校、苫小牧市及び苫小牧市近郊の道立高校等並びに大樹町及び大樹町近郊の道立高校に、通級専任教員を派遣する巡回指導を実施することとしている。

今年度はこれまでに、札幌琴似工業高校全日制課程及び当別高校を巡回先校として、生徒の特性や興味・関心を踏まえ、自己理解や心理的安定につながる支援を行っている。

参考サイト

道教委高校教育課
通級による指導の手引

道教委高校教育課
通級リーフレット

(4) 病気療養中等の生徒に対する学びの保障

学校教育法施行規則により、高等学校等において、「オンライン授業（インターネット等のメディアを利用して、同時双方向で行う授業）」が実施できることとなっており、「病気療養中等の生徒（入院・自宅療養中等の生徒）」に対し、当該授業を行った場合は、出席扱いとすることができる。病気療養中等の生徒については、医師等の意見等から配信側の授業時間に合わせて、オンライン授業を受信することが難しいと学校が判断した場合に限り、本人・保護者の意向を踏まえ「オンデマンド型の授業（事前に収録さ

れた授業を学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを活用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業）」を行うことが可能である。

また、病気療養中等の生徒等を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校等は、授業に代えて通信教育を行うことができる。

参考サイト

道教委高校教育課
ウェブページ

3　全ての教師の特別支援教育に係る専門性の向上

令和５年３月に文部科学省から公表された「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」の報告において、障がいのある生徒を含め多様な生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての教師が、高い学習効果が得られるよう分かりやすい授業づくりを進め、通常の学級において全ての生徒が安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重したホームルーム経営を求められていることが示された。

そのため、全ての教師は、特別な配慮や支援を必要とする生徒の特性等を理解して、実践に生かすことや、組織的に対応するために必要な知識・支援方法を理解し、学習上、生活上の支援を工夫することができる資質能力を身に付ける必要がある。

道教委では、特別な教育的支援が必要な生徒一人一人の障がいの特性に応じた指導や支援の充実に向け、特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援教育センターにおいて、全校種の職員を対象とした「特別支援教育基本セミナー」や通常の学級を担当する教師が基礎的環境整備を踏まえた授業づくりや障がいによって生じる困難さの要因に目を向けた支援の工夫などについて学ぶ「通常の学級の先生のための特別支援教育研修」などの研修を行っている。

また、オンデマンド形式で研修用動画を視聴できる「特センライブラリ」では、「高等学校段階における障がいの特性の理解」や「高等学校段階における特別な教育的支援が必要な生徒のニーズに応じた指導や支援」などのコンテンツを配信し、特別支援教育に関する基本的事項の理解促進を図っている。

さらに、発達障がいのある生徒への指導や支援の取組のヒントとなるよう、教室の環境整備や対応の工夫の例、「個別の教育支援計画」の活用に関することなどについて示した参考資料「ハッと発達」を発行し、小・中学校、高等学校等の通常の学級や通級による指導を担当する教師、特別支援教育の経験が浅い教師など全ての教師の専門性の向上のための取組を推進している。

参考サイト

特別支援教育センター
ウェブページ

特センライブラリ
専用ページ

特別支援教育センター
発達障がい参考資料

4　高等学校等における特別支援教育に関する校内研修の充実

高等学校等における特別支援教育の充実を図るためには、本手引３にも記載したとおり、全ての教職員が教育上特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する基礎的な知識・技能を身に付けることが重要である。道教委では、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るとともに、その成果を校内研修を通して学校全体へと広げる取組を進めている。

ここでは、障がいの特性による生徒の学習上の困難さに対し、授業において適切な支援を行うため、校内研修で活用できる基本的な知識や考え方、研修の進め方、研修資料等を具体的に示す。

(1) 全ての生徒の発達を支える教育活動の充実

高等学校等において教育上特別な支援や配慮を必要とする生徒が在籍していることを前提に、高等学校学習指導要領の各教科等における内容の取扱いにおいては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うものとしており、全ての生徒にとって「分かる・できる」授業づくりが求められている。

ア　発達特性における氷山モデルの考え方

発達障がい等の特性がある生徒の学習上の困難さを氷山に例えることがある。問題となる行動を氷山の一角として捉え、表面的な行動だけを見取るのではなく、水面下にある本人の発達上の特性等の要因（個人因子）と環境的な要因（環境因子）に目を向けることで、より適切な支援につなげるという考え方である。

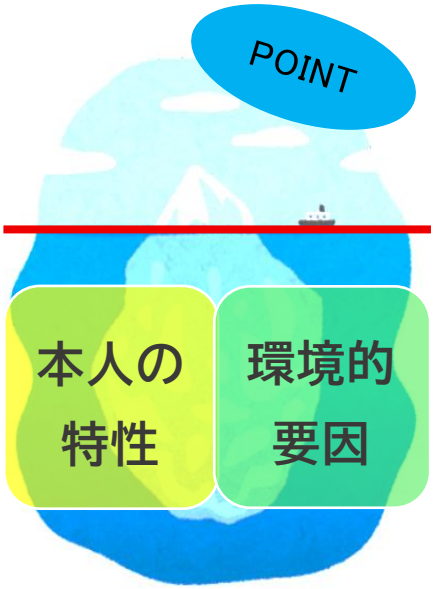


図１　発達支援における氷山モデル

生徒の学習上の困難さに対しては、教師の授業づくりの工夫や生徒自身の学び方の調整等により学習環境を整えることで、氷山の水面下に隠れていた困難さの要因が捉えやすくなる。これにより、生徒の学習上の困難さが本人の特性によるものなのか、又は学習環境等によるものなのかを整理しやすくなり、必要な支援や配慮を検討することにつながる。

そこで、合理的配慮の提供と基礎的環境整備の考え方を踏まえた授業のユニバーサルデザイン（以下「授業 UD」という。）化を進めることにより、学習環境に起因する見えにくい学習上の困難さを小さくしていくことができると考えられる。つまり、授業 UD 化を通して学習上の妨げとなっている環境を調整することが、全ての生徒が学びやすい授業づくりにつながるということである。

イ　重層的支援のデザイン

Ａ高校定時制課程（以下「Ａ高校」という。）では、全ての生徒を対象とした支援を土台に、個々の教育的ニーズに応じた支援を重ねる、重層的な支援体制を構築し、生徒が安心して学ぶことのできる学校づくりを目指している。

これまでも、本校に在籍する教育上特別な支援を必要とする生徒一人一人に対し、学び方や特性を尊重しながら、全ての生徒にとって学びやすい学習環境の整備を進めてきた。具体的には、ICT の活用や個別・協働などの多様な学習形態の設定など、生徒が自分に合った学び方を選択し組み合わせ、自己調整しながら学ぶことができるようにするとともに、教師は生徒の実態に応じて、指導内容の量や難易度の調整、教材の提示方法の工夫など、指導方法や学習時間、教材等を工夫し、よりきめ細かな授業づくりを行っている。

このように、生徒の学び方と教師の授業づくりの双方から学習環境を整えることに

より、生徒にとって「分かる・できる」授業を実現するとともに、生徒が心理的な安心感をもって授業に参加できる環境づくりにつながっている。

POINT

Ａ高校の重層的支援のデザイン

第３層支援
本人・保護者の願いに寄り添い、個別の指導計画に基づいて通級による指導（自立活動の指導）を行う。

第２層支援
より細かな学習・指導が必要な生徒には、指導内容や指導方法の工夫を図る。

第１層支援
全ての生徒が学びやすくなる授業づくりの工夫・改善を図る。

学びの土台
生徒一人一人が心理的に安心し、主体的に学びに向かうことができる集団づくりを目指す。

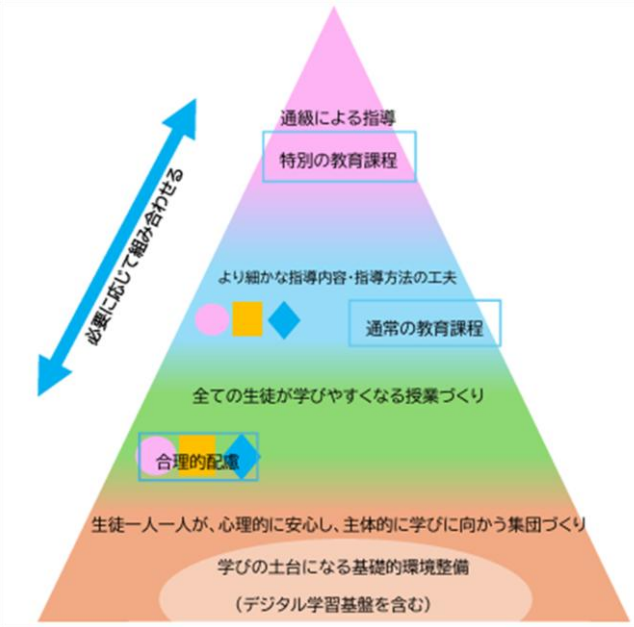


図２　Ａ高校における重層的支援デザイン

授業 UD 化のヒント例（Ａ高校　教職員向け通信より抜粋）

POINT

1　生徒とのかかわり
・指示は短く、ハッキリと
・指示は減らす、見える化する

2　授業の始まりに
「今日は〇〇について、△△をします。この時間の目標は、◇◇をまとめることです。」
※黒板やプリントに、教科書のページや今日やること、本時の目標を箇条書きにする。

3　話始めと話終わりに
「こちらに注目しましょう。」、「これから〇〇の説明をします。」、「〇〇を始めましょう。」
※「～はダメ」など否定的な言葉はできるだけ使わずに。
作業の終わりは「やめ！」と言わないように。

4　授業のまとめは授業内に
「今日のまとめをしましょう。残り時間は〇〇分です。」
※提出物を集める時間も加味する。

5　配付資料に UD な配慮や工夫を
・スライドやプリントには、具体が分かるイラストや写真を手がかりにイメージを付きやすくする。
・ルビ(ふりがな)は、読めないから振るのではなく、取り掛かりやすくするために振ることがある。
・一度に、一枚の紙に情報を多く詰めすぎないようにするため、文字は全ての生徒が見やすい UD フォントを使い、文字の行間・文字間を詰めすぎないようにする。
・角度の単位で「度」と「°」は、「°」に統一して表記する。　など

ウ　生徒の背景の見取り

Ａ高校では、入学してきた生徒の、これまでの背景が分かるよう「中学校引き継ぎシート」（北海道教育委員会「令和７年度高等学校教育課程編成・実施の手引　特別支援教育」に掲載）を作成・活用している。本シートを活用することにより、小・中学校までに何らかの理由で不登校を経験している生徒、何らかの発達に関する特性を有する

(診断や障害者手帳のある)生徒、書字や読字、計算等に困難さを抱える生徒の状況について適切に把握するとともに、今後配慮や支援が必要になる可能性のある生徒の情報を全教職員で共有し、生徒指導や教科指導等に役立てている。

エ　生徒の学習上の困難さの見付け方

A高校では、生徒の学習上の困難さを把握するため、毎年、全校生徒を対象に、Googleフォームを活用した「学校生活（学習）アンケート」を実施している。当該アンケートは、「平成24年度・25年度佐賀県教育センタープロジェクト研究『高等学校における特別支援教育の推進に向けて』」を参考に実施しており、「書く」、「聞く」、「話す」、「読む」、「見る」、「注意・集中」、「道具の管理」及び「課題への取組」等の項目を設け、生徒の学習上の困難さを把握できるようにしている。

A高校では、アンケート結果から把握した困難さを、そのまま生徒の特性として捉えるのではなく、その背景にある要因について検討することを重視している。例えば、「書く」ことにつまずきがある場合、目と手の協応に課題があったり、筆圧が弱かったりするなど、書くこと自体の困難さが背景にあることも考えられる。また、「見る」ことについては、眼球運動や焦点の合わせにくさなど、様々な「見え方」に関する要因が考えられ、黒板に投影されたプロジェクターの文字が見えにくかったり、文字が白く飛んで見えたりする場合がある。

このように、生徒の学習上の困難さの要因は一人一人異なることが考えられる。したがって、教師は、アンケートを通して困難さを把握するとともに、その背景にある要因を捉え、生徒ができるだけ主体的に学びやすくなるよう、授業の方法や教材等を含めた学習環境を工夫していくことが重要である。

オ　学び方の選択

A高校では、生徒一人一人が自分に合った学び方を選択できるよう、ICTの活用をはじめ、様々な学習方法の選択肢を用意するなどして、学習環境を整えるよう努めている。一方で、生徒が必ずしも最初から自分に合った学び方を選択できるとは限らない。例えば、タブレットやPCを多く活用していた生徒が、学習環境になじんでいく中で、次第に紙と鉛筆を使って学習するようになる、ということもある。

A高校では、生徒の「周りの生徒と同じように学びたい」という気持ちを大切にしながら、教師が生徒の様子を丁寧に見取り、生徒自身が自分に合った「学び方」を見つけ、選択していく過程を見守っている。教師があらかじめ多くの選択肢を示して選ばせるのではなく、生徒の学習の様子や変化を捉えながら、必要に応じて学び方を提案したり、学習環境を調整したりしている。

こうした「見守り」や「待つ」ことを大切にした教師の関わりは、教師自身の授業づくりを見直すきっかけにもなっている。生徒の実態や学び方に応じて、教材や教具、学習方法等を工夫することで、各教科等の授業における基礎的環境整備の充実にもつながっている。

(3) 特別支援教育に関する研修の展開例

全ての生徒にとって「分かる・できる」授業づくりをするためには、授業UDの視点が重要である。授業UD化に当たっては、図1の氷山モデルの考え方を参考に、学習上の困

難さを感じている生徒について、水面下にある本人の発達上の特性等の要因や環境的な要因に目を向け、それらに応じた授業の工夫と、期待される生徒の変容について考えることが効果的である。こうした視点を各校での授業づくりに生かし、授業 UD 化に向けた取組を進めることができるよう、校内研修で活用できる展開例や資料等を次に示す。

【研修の展開例（60 分の研修時間を想定）】 ※[使用する資料]はダウンロードできます。

	内　容	留意事項等
導入（5分）	○本研修の目的を共有する。 （目的） ・「授業 UD 化リスト」（本手引 p10）を活用した授業づくりを体験し、自身の授業改善に生かす。 ・授業 UD 化が生徒の学習上の困難さの解消や行動等の変容につながることを理解する。	
展開（ワーク1　15分・ワーク2　25分　計40分）	○**【ワーク1：個人活動】** ・A先生が感じている、授業における生徒の課題を確認する。 ・氷山モデルの考え方を参考に、生徒が抱えている困難さは何かを考え、「課題シート」に書き出す。 ・【ワーク2】のグループ内で共有する。 ○**【ワーク2：グループ活動（4名程度）】** ・「授業 UD 化リスト」を見ながら、A先生の授業の中で改善できそうなポイントを探し、グループで話し合い、改善案を「改善シート」に記入する。 ・併せて、改善することで予想される生徒の変容も「改善シート」に書き出す。 ・「改善シート」に記入したことを全体で共有する。	[使用する資料] 「A先生が感じている課題リスト」、「課題シート」 ・氷山モデルの水面下にある「本人の特性」に着目するワークであることを説明する。 ・生徒の課題（問題行動）は本人の発達上の特性等に起因するという視点に立って考えるよう説明する。 ・生徒 B、C、D の中から1人選んだり、実際の生徒の状況を参考にしたりするなど、各校の状況に合わせて工夫する。 ・「【ワーク1】記載例」については、状況に応じて提示する。 [使用する資料] ワーク1の「課題シート」、「改善シート」、「授業 UD 化リスト」 ・氷山モデルの水面下にある「環境的要因」に着目するワークであることを説明する。 ・話し合いについては、アプリを活用する、付箋に書き出す等、自校の状況によって工夫する。 ・全体共有については発表の形にこだわらず、それぞれのグループの成果物を見合うなど各校の状況に合わせて工夫する。 ・「【ワーク2】記載例」については、状況に応じて提示する。
まとめ（15分）	○**【ワーク3：個人活動】** ・自分の授業で取り組んでいることや、今後取り組めそうなことを考える。 ・ペア又はグループで共有する。	[使用する資料] 授業 UD 化チェックシート ・チェックシートのメモ欄に、今後取り組めそうなことのアイディアを記入することを説明する。 ・ペア又はグループで共有し、新たな気付きがあれば追記するよう促す。

なお、次に示す特別支援教育の視点を生かした「授業 UD 化リスト」については、全ての生徒にとって「分かる・できる」授業づくりをする上で効果的な工夫や配慮の具体をまとめたものであるため、研修等での使用とともに、日々の授業改善に活用されることを想定している。

【特別支援教育の視点を生かした「授業 UD 化リスト」】

カテゴリー	観　点	工夫や配慮の具体
導入・展開	課題の明確化	・本時や単元の課題を提示し、明確化する。
	教材提示	・視覚（写真や映像など）、触覚（具体物）に訴える教材を提示する。
	見通し	・授業のはじめに学習の流れを提示したり、授業の流れを統一したりする。
指示・発問	具体的な言葉	・端的で具体的な言葉を使う。
	明確な指示	・指示は明確に、短く、はっきり語尾まで言い切る。 ・活動の途中で指示する場合は授業者に集中させてから指示する。
	働きかけ	・肯定的な言葉で行動を促す。
板書	見やすさ	・線、枠囲み、矢印、記号等を用いて、大切な箇所が分かりやすいようにする。 ・プリントに記入する場合は、番号を振るなど記入する場所が分かりやすいようにする。
	流れ	・全ての板書が1枚の黒板に残る分量にするなど、学習の流れが分かりやすい板書にする。
	文字の大きさ・色	・生徒が読みやすい丁寧な文字の書き方や、後列からでも見やすい大きさ、色にする。
机間指導	言葉掛け	・学習に困難さを示している場合には、具体的な言葉で活動を促す。
	動き方	・支援が必要な生徒を中心に机間指導し、教師に支援を求めやすくする。
学習展開	時間配分	・具体的な時間配分を提示する。 ・タイマーを使用し、始まりと終わりを合図したり、活動の残り時間を提示したりする。 ・提出物の回収やプリント整理などを行う時間を授業時間内に設定する。
	学習形態	・個人活動、ペアワーク、グループ討議などを目的に合わせて選択する。
学習環境	整理整頓	・物の置き場所や掲示物が一目で分かるなど、誰にでも使いやすくなるよう整理整頓する。
	学習のルール	・暗黙のルールを避け、授業中のルール等を明確に提示する。
	刺激量の調整	・掲示物の量を調整して学習に集中しやすい環境を整える。
視覚支援	掲示物の工夫	・文字のみ、言葉のみの指示ではなく、視覚情報（写真、イラストなど）を併せて使用する。
	ICT・具体物の活用	・視覚的に捉えられるよう、授業において操作的・体験的な学習活動を設定する。
個別の配慮		・個に応じた学びを保障するための具体的な手立てを用意する。

Topic 高等学校等における特別支援教育の一層の推進について

本手引「3　全ての教師の特別支援教育に係る専門性の向上」に記載のとおり、全ての学級に教育上特別な支援が必要な生徒が在籍している可能性があることを前提に、高等学校等の教職員における特別支援教育に関する専門性の向上が求められている。

北海道教育委員会では、各学校における特別支援教育の推進に向け、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担う、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るため、今年度「高等学校等特別支援教育コーディネーター研修会」を実施する。

【研修会の概要】

○ 趣　旨

高等学校等における教育上特別な支援を必要とする生徒への支援の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施し、特別支援教育に関する専門性を高めるとともに、各学校における校内研修の推進に資する。

○ 実施形式、実施日、実施会場

通級による指導を担当する教員を講師とし、集合形式で実施する。

	道　央	道　南	道　北	道　東
実　施　日	9月24日（木）	10月19日（月）	10月26日（月）	10月5日（月）
実施会場	札幌琴似工業高校	苫小牧東高校	旭川西高校	帯広緑陽高校

○ 内　容

・本道の高等学校等における特別支援教育の現状や取組に係る説明
・合理的配慮を踏まえた授業づくりの工夫について、「授業のユニバーサルデザイン化」の観点について協議
・効果的な校内研修の実施に向けた演習

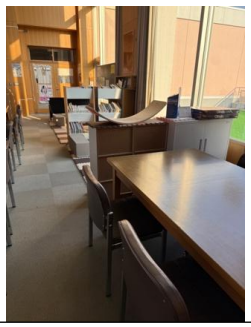
【授業以外の環境整備の事例】

生徒が安心して学校生活を送り、学習に向かうためには、授業場面だけではなく、授業以外の場面における環境づくりも重要である。

通級による指導の実施校である札幌琴似工業高校定時制課程では、教室以外にも、生徒が安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めている。例えば、登校後、授業が始まるまでの時間に生徒が自由に過ごすことのできる学校図書館は、生徒にとって居心地のよい「第3の居場所（サードプレイス）」となっている。同校の図書館では、生徒同士や教職員との何気ない対話を楽しみながら、授業に向かう気持ちを整えることができる。「図書館があることが学校に来る大きな理由になっています」と話す生徒もいることからも、こうした居場所づくりは、生徒が安心して学校生活を送り、学びに向かうための土台づくりにもつながっている。



昼休みは、図書館内のクッションフロアで昼食をとることができる。



空き時間は休憩スペースでリフレッシュ。コミュニケーションゲーム等が利用できる。



「琴定図書コーナー」には、ルビのある書籍など、手に取りやすいものを置いている。